

専門部委員会の設置に関する規定

第1条 この会に次の専門部委員会をおく。

1. 総務交流
2. 広 報
3. 保健体育
4. 健全育成

第2条 前条の規定による各委員会の担当することは次のとおりとする。

1. 総務交流委員会

- 1) 教育環境の整備に関すること
- 2) 総会に関すること
- 3) 会員相互の親睦融和に関すること

2. 広報委員会

- 1) 会報発行と広報活動に関すること
- 2) 会員の教養研鑽
- 3) 児童および会員の文化活動

3. 保健体育委員会

- 1) 児童の保健衛生に関すること
- 2) 児童および会員の体育運動に関すること
- 3) 学校給食の運営に関すること

4. 健全育成委員会

- 1) 校外における児童の生活指導に関すること
- 2) 関係機関の招集する集会出席に関すること

第3条 総務交流・広報・保健体育の各委員会は、各学年委員会より若干名の推薦をうけた委員および教師若干名をもって構成する。

健全育成委員会は、各地区委員会から各2名の推薦をうけた委員および教師若干名をもって構成する。委員長は会長がこれを委嘱する。

第4条 専門委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。専門委員は任期満了後といえども後任者が決まるまでその職務を行う。

第5条 各専門委員会の任務は、その担当事項について調査研究立案して、運営委員会に提出し承認をうける。専門委員会は運営委員会の委任によりその企画した事業を執行する。

第6条 専門委員会に委員長1名および副委員長若干名(P, T)をおく。

1. 委員長および副委員長は各専門委員会で互選する。
2. 委員長、副委員長は役員および他の委員会の委員長、副委員長を兼ねることはできない。